

(和 訳)

犯罪者の更生

犯罪者の更生： 再犯危険性の管理と善い人生の追求

Tony Ward

Victoria University of Wellington

著者(連絡先) : Professor Tony Ward

School of Psychology, Victoria University of Wellington

PO Box 600, Wellington, New Zealand

Email: Tony.Ward@vuw.ac.nz

(要旨)

犯罪者の更生は、近隣の社会的ネットワークとより広範なコミュニティ¹への再参入、そして最終的な再統合を含む複雑なプロセスである。GLM(善い人生モデル, Good Lives Model)は、犯罪者がより充実した生きがいのある生活を送るための支援を目的としつつ、各人の再犯危険性に対処しようとする、犯罪者の更生に係る長所基盤の理論である。本稿では、犯罪からの離脱に関する既存研究を概観し、さらに伝統的な再犯危険性管理のアプローチを紹介した上で、GLMとその実務上の含意について詳しく述べていく。

キーワード：犯罪者の更生、危険性管理、GLM

はじめに

犯罪者の更生は、諸個人からなる近隣の社会的ネットワークとより広範なコミュニティへの再参入、そして最終的な再統合を含む複雑で困難なプロセスである。もちろん、犯罪者本人が、自らの考え方や感情や行動を社会適応的なものへと改めるために心理療法プログラムに懸命に取り組み、他の市民に危害を加えたことに対して自らの責任を受け入れる必要があるのは当然である。しかし、コミュニティの側にも、社会資源と社会的機会を提

供することによって、再統合に向けた犯罪者の努力を支援する責任がある。満了まで刑に服して、コミュニティに対する債務を支払った者には、償いと和解のチャンスを得る権利がある(Ward & Salmon, 2009)。犯罪者に対して償いの可能性を認めなければならないのは、すべての人間の価値は平等であるという前提があることもその理由のひとつである。すなわち、我々は何か悪いことをすれば当然その責任を問われるが、一度刑罰の執行が終了したならば、その道徳的地位は回復させら

1 訳者注：原文はCommunity。Communityには住民同士にある程度の交流があり、利害を共有する生活圏というニュアンスがあるので、地域社会と訳さず、あえて原文をそのままカタカナ表記にした。

れるべきであるという考え方である。さらに、犯罪者の更生は本質的に価値を積み上げ、能力を開発していく営みである。何をもって好ましい更生の結果とするのか、個々の犯罪者の再統合やより善い人生の形態や内容はどうあるべきか、仮釈放中の犯罪者に対してどの程度の制約を課すことが法的に許されるのかといった問題はすべて、何が正義で、何が公正で、何が善く、何が安全で、何が有害で、何が間違っているかという判断を要する。したがって、実務的な観点からすると、受刑者に対して治療的に働き掛ける上で、科学と倫理は同じくらい重要なのである (Laws & Ward, 2011)。

犯罪者の更生に携わる実務家は、刑務所内もしくはコミュニティ内で犯罪者に接する際に必然的に起こるさまざまな課題や問題に対処するために、犯罪者の更生に関する理論を必要としている (Ward & Maruna, 2007)。こうした理論は、実務家が業務の中で成し遂げようとするものの「全体像」を描く概念図として捉えると、分かり易い。つまり、どういう目標を達成するために介入するのか、どういうことが危険性になっているのか、犯罪を生み出す一般的な要因は何か、各犯罪者についてどう管理・対処するのが最も効果的か、犯罪者のニーズ²とコミュニティの利益をどう両立させるかといった重要な問題を考える上で指針となる枠組みである。

この30年間余りで最もよく知られている理

論に、RNRモデル (危険性・ニーズ・応答性モデル, Risk-Need-Responsivity Model) がある。これは、基本的に実務家は動的再犯危険性因子に的を絞り、その管理に専念せよとするアプローチである (Andrews & Bonta, 2010)。しかし、近年、RNRモデルに代わる選択肢として、長所基盤型もしくは「修復的」なアプローチで犯罪者に働き掛ける手法が創出された (Ward & Maruna, 2007)。RNRモデルのような危険性管理枠組みにおいては、動的再犯危険性因子 (すなわち、犯因性ニーズ³) を特定し、是正することが実務の中心となるのに対して、長所基盤の考え方は、再犯危険性を低減させると同時に個々の犯罪者の利益や長所を生かした能力開発を目指すものである。

GLMは犯罪者の更生に関する長所基盤理論で、個々の犯罪者が有意義で充実した人生を送る手助けをしながら、再犯危険性の低減を図ろうとするものである。本稿では、犯罪からの離脱に関する既存研究 (再犯防止につながる心理社会的要因) を概観し、伝統的な危険性管理アプローチを紹介した上で、GLMを詳しく説明して、その実務上の含意を論じていく。GLMは、伝統的な危険性管理アプローチの利点を取り入れ、かつその限界を乗り越えようとしており、刑事司法の実務家が犯罪者に向き合う上で指針となる、より包括的な枠組みを提供するものである。

しかし、分析に入る前に、この場を借りて、日本更生保護学会が機関誌『更生保護学研究』

2 訳者注：原文ではNeedsとNeedの両表記が混在している。Ward教授のGLMでは、この語を本人の生存や福利のために必要な事といった内包をもつ言葉として使っており、福祉領域の概念に近いと思われるので、福祉領域での定訳であるニーズと同じ表記をした。

3 訳者注：原文はCriminogenic Needs。Ward教授のGLMの立場からは、犯罪要因であるが、同時に修正すべき本人に関する要素という意味合いもあると解釈し、そのままニーズの語を用いた。

を発刊されることに祝意を表したい。この素晴らしい新機関誌の創刊号に寄稿する機会を与えていただいたことを大変嬉しく、光栄に思う。本機関誌が今後、実証研究、理論、実務に裏付けられた論文を発表する重要な場となり、革新的かつ信頼できる研究に関する討論の場として国際的に認知されるようになると確信している。

犯罪からの離脱

犯罪学研究には、犯罪者が自ら再犯を思いとどまる力を高める心理的、社会的、環境的変数の探求に取り組む重要な分野がある(Laws & Ward, 2011参照)。この分野における特に重要な研究成果は、犯罪者は自分に関心を持ち、人生を立て直す力があると信じてくれる実務家の働き掛けには高い応答性を示すということである(McNeill, Batchelor, Burnett, & Knox, 2005)。隔離されるべき悪の根源としてではなく、敬意と礼儀をもって犯罪者に接することによって、更生プログラムや人生の立て直しに対するより積極的な取り組みを引き出せる場合が多い。

犯罪心理学や矯正心理学の研究論文では犯罪および再犯に関わる個人的要因に焦点が当てられるのに対して、犯罪からの離脱に関する研究論文は犯罪行為の停止に関連付けられる生活習慣の変化を明らかにしようとするものである(Laws & Ward, 2011; Serin & Lloyd, 2009など)。動적再犯危険性因子の低減だけで犯罪からの離脱を説明できると考えるのは、人間性に関する事実に合致しない。人間は、外的環境に支配されるがままではなく、能動的に自分にとって意義や価値のある結果

を得ようとする(Ward & Maruna, 2007)。犯罪からの離脱に関する研究は、再統合に至る過程を調べるに当たり、個人の力や社会的土台がもたらす独特な影響を抽出し、さらに、心理的要因が雇用機会や人間関係の構築といった社会的機会とどのように影響し合うかについて説明することができる。犯罪者が新たな技能を身に付け、ひいては動적再犯危険性因子を管理する術を学んだとしても、本人にとって意義があり社会的にも認められる人生を追求するためにその技能や術を使う機会がなければ、充分ではない。このように、犯罪からの離脱という考え方は、犯罪心理学や矯正心理学やこれらに基づく研究では見えないものを見る視点を提供する(Laws & Ward, 2011; McNeill, 2006)。

入手可能な実証研究の成果によると、犯罪からの離脱のプロセスを促進する社会的要因や心理的要因が数多く存在する(Laws & Ward, 2011)。これらの要因は総称して「ターニングポイント(turning points)」(Laub & Sampson, 2003; Sampson & Laub, 1993)、「変化への手掛かり(hooks for change)」(Giordano, Schroeder, & Cernkovich, 2007)、「自分についての物語(ナラティブ)の変化(change in narrative identity)」(McNeill, et al., 2005)、あるいは「人生をやり直す(making good)」(Maruna, 2001)と呼ばれている。ラウブとサンブソン(2001; Sampson & Laub, 1993)は、グリック夫妻(Sheldon Glueck & Eleanor Glueck)が行った犯罪からの離脱に係わる変数に関する画期的な研究(Glueck & Glueck, 1950, 1968)が調査対象とした犯罪者について、より広範かつ包括的な追跡調査を実施し

た。この研究では、重大な非行を常習的に繰り返す少年と非行を行わない少年との間で大きく異なる変数があるかどうか探られた。その結果、結婚や雇用といった成人期における通常の社会的絆の違いによって調査対象者間の再犯に関する差異が説明できるのに対し、子ども時代の逆境などによってその後の人生における再犯を予測することができないことが分かった。より具体的に言うと、たとえば、愛情に満ちた結婚生活や安定した仕事のような強い社会的絆によって、犯罪からの離脱に必要な生活習慣の変化が促されることが明らかになったのである。ラウブとサンプソンによるこうした研究結果は、犯罪からの離脱に関する研究(Maruna, 2001など; 下記参照)で広く再現されているほか、犯罪心理学や矯正心理学の研究(Hanson & Harris, 2000; Hanson & Morton-Bourgon, 2005など)でも類似の結果が得られている。ラウブとサンプソンは、年齢とともに犯罪頻度が低下するという古くからの犯罪学の学説(Gottfredson & Hirschi, 1990などを参照)についても確認した。さらに、実際に犯罪からの離脱を遂げた者は、犯罪から離れるための明確な選択を行うことによって積極的な役割を果たしたとし、犯罪からの離脱における人間の機関としての役割(すなわち、内省と自己評価に続く自律的行動)についても確認した。マルーナ(Maruna, 2001)は、社会的絆の重要性を示したラウブとサンプソンの研究結果を確認する一方、人間の機関としての力もしくは認知変容(すなわち、より社会適応的な新たな自分についてのナラティブ ―物語― の構築)が犯罪からの離脱に不可欠であることも見出した。

犯罪からの離脱に関する数々の研究をまとめると、犯罪からの離脱につながる生活習慣の変化を生み出すには、外的要因(社会的支援、雇用機会へのアクセスなど)と内的要因(これまでとは違う人生を歩みたいと意識的に決断することなど)の両方が必要であるようだ。個人的な見解としては、犯罪からの離脱が犯罪者の更生の主たる目的であるべきだと考える。本稿の以下の部分では、危険性管理のアプローチについて説明し、このアプローチでは犯罪からの離脱に関する研究成果を説明するのが困難であることを示し、最近構築された長所基盤型の犯罪者の更生モデルであるGLMと対比させることとする。

犯罪者の更生のための 危険性管理アプローチ

今日、危険性管理アプローチが犯罪者更生の取り組みとして支配的な地位を占め、大きな影響力を持っているが、これはアンドリュースとボンタ(Andrews & Bonta)による画期的な研究と着想、そして(重版に重版を重ねた)共著書「*The Psychology of Criminal Conduct*(犯罪行為の心理学)(PCC; Andrews & Bonta, 2010)」の発行が端緒となったと言っても間違いはない。PCCは、AndrewsとBontaが「一般的人格と社会心理の視点」(GPSPP: general personality and social psychology perspective)と称した理論枠組みを用い、経験的に導き出された再犯の前兆となる要素を通じて犯罪行為の発生と継続のメカニズムを解明しようとするものである。PCCは、実証に基づいて導き出された危険性、ニーズ、応答性という再犯危険性低減のための3原則を提示している

(Andrews & Bonta, 2010)。議論の余地はあるとしても、犯罪行為の心理的側面に重きを置いていることから、再犯危険性は主として犯罪者本人の中にあり、したがって、RNR原則に基づいて再犯危険性の低減を図ることが犯罪者更生プログラムの唯一の目標とされるべきであると考えられている。まず、危険性原則は、犯罪者の再犯危険性のレベルに応じた量もしくは度合いの介入がなされるべきというものである。したがって、再犯危険性の低い犯罪者に対する介入は控えめにとどめるか、全く行うべきでないのに対し、再犯危険性の高い犯罪者に対しては強力な介入が行われるべきということになる。次に、ニーズ原則は、介入は犯因性ニーズに的を絞って行われるべきだというものである。犯因性ニーズは「動的再犯危険性因子」とも称されるが、犯罪の原因となる要因のことで、修正可能である。犯因性ニーズには通常、反社会的態度や反社会的な交友が含まれるが(Andrews & Bonta, 2010)、性犯罪の場合には異常な性的関心や自己統制の困難が挙げられる(Hanson & Morton-Bourgon, 2005など)。ニーズ原則によると処遇の目的は動的再犯危険性因子を減らすことであり、犯因性ニーズでないものに働き掛けても効果がないというのがニーズ原則の考え方である。たとえば、自尊心の低さや虐待経験といった非犯因性ニーズは、再犯との関連性がない限り、処遇対象とされるべきではないとされている(Andrews & Bonta, 2010; Hanson & Morton-Bourgon, 2005)。最後に、応答性原則は、介入の効果を最大化する

ためにどう介入すればいいかを示すものである。この原則は、介入のスタイルや方法を犯罪者の学習スタイルや学習能力に合わせることを求めている(Andrews et al, 1990)。体系的な認知行動療法(CBT)による介入は、現在、性犯罪者に対して行える処遇の中で最も有効な方法であると実証研究に基づいて認められていることから、全般的な応答性を高める手段として、犯罪者更生プログラムにおいて体系的な認知行動療法による介入を行うことが推奨されている(Hanson et al, 2002など)。個別具体的な応答性の向上を図るためには、介入するにあたり、個々の犯罪者の認知能力、学習スタイル、性格、文化といった可変要素を考慮する必要がある。RNRモデルは、1980年代から1990年代初頭にかけて導入されて以来、矯正処遇の基本となっており、当然ながら、犯罪者更生の取り組みにおいて国際的にきわめて大きな影響力を持っている。

犯罪者全般および性犯罪者の再犯を減らすのにRNRモデルに基づく処遇プログラムが効果的であることがメタアナリシス⁴で裏付けられたが(Andrews & Dowden, 2005 ; Andrews et al., 1990 ; Hanson, Bourgon, Helmus, & Hodgson, 2009 ; Hanson, et al, 2002 ; Lösel & Schmucker, 2005など)、現時点で入手可能な証拠は、現行の処遇プログラムが本当に効果的であると結論付けるには不十分であると、考える研究者もいる(Marques, Wiederanders, Day, Nelson, & van Ommeren, 2005 ; Rice & Harris, 2003など)。問題は、RNRに基づく介入が効果的であると結論付

4 訳者注：メタアナリシスとは過去に行われた複数の研究結果を統合し、より信頼性の高い結果を求めること、またはそのための手法や統計解析。

けるのに十分な根拠があるものの、なぜ、こうした介入によって再犯率が低下するのか分かっていないことである。さらに、効果測定の研究では、処遇を受けた犯罪者のうち相当数が、適切に設計され適切に実施されたRNRに基づくプログラムに参加したにもかかわらず、再び犯罪を重ねていることが明らかになっている(Hanson, et al, 2002など)。以下では、RNRモデルの限界についてもう少し詳しく見ていくことにするが、あらかじめ結論を述べておくと、犯罪者の更生と再統合のための取り組みには、まだまだ改善の余地があるということである。私としては、GLMは、危険性管理アプローチの強みを取り入れながら、その限界を乗り越えることで、犯罪者更生の効果を高めることができるのではないかと考えている。

危険性管理モデルの限界

まず、私の立場を明確にしておきたい。私は、RNRモデルとその原則の有用性を支持している研究がきわめて重要であると考えており、(a) 危険性を無視した処遇や、(b) 応答性やニーズの問題を考慮しない介入に組みしようというわけではない。むしろ、その逆である。私が大きな関心を持っているのは、更生理論として、RNR原則は介入の指針とするには不十分な点があり、その理論的根拠が一貫性に欠け、射程が狭過ぎるのではないかとということなのである(Laws & Ward, 2011; Ward & Maruna, 2007参照)。

おそらく、RNRモデルの適用における最も顕著な問題は、このモデルでは犯罪者自身の更生する意欲と更生プロセスへの主体的取

り組みを引き出すのが難しいのではないかと思う(Mann, 2000; Ward & Maruna, 2007など)。たとえば、性犯罪者処遇プログラムからの脱落率は30～50%ときわめて高く(Ware & Bright, 2008など)、これは犯罪者に処遇プログラムに主体的に取り組もうとする姿勢が不足していることによると考えられている(Beyko & Wong, 2005など)。これに関連して、性犯罪者処遇プログラムを途中で脱落した者は、最後までプログラムをやり遂げた者より再犯の可能性が高く(Hanson, et al, 2002; Marques, et al, 2005など)、性犯罪者処遇プログラムを受けていない者との比較においても同様であること(Hanson, et al, 2002)が実証されている。脱落問題を解決しない限り、現在の処遇プログラムは性犯罪者に最も必要とされる処遇を提供することはできず(Beyko & Wong, 2005)、RNRモデルの危険性原則を実行することもできない。このように、危険性原則は実証的に導き出されたものであるが、実際に実行するのは困難なのである。

ここで当然出てくる疑問は、危険性に基づくアプローチが、なぜ処遇プログラムに対する対象者の主体的取り組みを引き出せないのかということである。危険性管理に基づくプログラムが犯罪者以外の者を対象とする治療的モデル(精神保健に関する問題の治療に用いられるプログラムなど)と大きく異なることは明らかである。プログラムの目的(すなわち、対象者の福祉よりも社会の保護の方が重要であるなど)が違うだけでなく、前者においては、一般的に処遇する側とされる側の協働(すなわち、互いに納得した目標に取り組むことなど)のレベルが低く、問題行動

に関連しない問題(すなわち、犯罪者の場合、自尊心もしくは個人的悩みといった非犯因性ニーズ)にはあまり注意が払われない。

これらの問題に更に深入りし、あるいはRNRモデルのその他の弱点について述べると長くなり過ぎるので(これについては、Laws & Ward, 2011; Ward & Maruna, 2007を参照されたい)、ここでは簡潔に批判的意見をいくつか述べるにとどめる。まず、1つ目の問題は、危険性管理のための介入は、主として「回避型」目標の上に構築されているということである。一般的に、これらの処遇プログラムにおいては、犯罪者もスタッフも、悪い状態が再発しないよう厳重に警戒し、動的再犯危険性因子を減らすことに焦点を絞って努力するよう奨励される(Mann, 2000)。これに対して、「アプローチ型」目標は、たとえば、特定の仕事への就職、親しい人間関係の構築というふうに、本人が成し遂げたいと思う成果に関することであり、要するに、それぞれの目標に向けた方向性を提供するものである。実際、具体的な前向き成果(すなわち、アプローチ型目標)を達成しようとする者は、回避型目標を目指す者に比べて、粘り強く取り組むことが研究で明らかになっている。彼らは、自らの目標が脅かされるのではない、何とか福利を実現したいと思うようである(Higgins, 1996など)。処遇の支配的な目標(すなわち、再犯危険性の軽減)をアプローチ型目標として異なる観点から枠付けすると、「他者を常に尊重する、満ち足りた人生を送る人になる」ということになるかもしれない(Mann, 2000, p. 194)。このアプローチ型目標は、再発を防ぐという目的に矛盾するもので

はなく、むしろ、より効果的にその成果を得られる方法ではないかと思われる。再犯防止の抽象的な最終目標は、たとえば、職を得るための技能を身に付けるなど、建設的な人生設計を実行に移す上で具体的な指針となるような、犯罪者本人にとって意味のあるいくつかの下位の目標に分けることができる。このように、アプローチ型目標を取り入れた処遇を行うことによって、犯罪者が単に害の少ない人間になるだけでなく、犯罪者本人にとって有意義で、社会的に許容され、危険性が減るようなかたちで、より善い、充実した人生を送る手助けをできるのである(Mann, 2000; Ward & Maruna, 2007)。実際、犯罪からの離脱を成功させるには、アプローチ型目標と回避型目標を組み合わせる必要がありそう。刑務所の外にとどまるという最終的目標を達成する上で、望まれること—より善い人生—と懸念されること—例えば、再犯—のバランスは、(理論的にも、実証的にも)もっと効果的なものでなければならない。その結果として生じる意欲は、回避型目標とアプローチ型目標を組み合わせたものなので、その相加効果と捉えることができる(Paternoster & Bushway, 2009)。実際、マン、ウェブスター、ショフィールド、マーシャル(Mann, Webster, Schofield & Marshall, 2004)は、性犯罪者にアプローチ型目標に重点を置いた介入を行ったところ、従来の回避型目標に重点を置いた介入に比べて、犯罪者の主体的取り組みの度合いが高まったという研究結果を示している。

2つ目のポイントは、危険性管理アプローチにおける処遇の目標は、互いに対等な立場

で議論して設定したものではなく、自分に対して一方的に押し付けられたものと犯罪者が受け止めるおそれがあることである(Mann, 2000)。この種の押し付けられているという意識があることによって、効果的な介入の不可欠な要素である処遇における協働の質が落ちる。マーシャルら(Marshall et al, 2003; Serran, Fernandez, Marshall, & Mann, 2003など)は、処遇を実施する際の対立的な手法が犯罪者の態度や行動の変化に悪影響を与えることを示した。これに対し、処遇者が共感、思いやり、励まし、そしてある程度の指導性を示した場合は、処遇にプラスの成果が得られた。このことは、処遇関係に注意深く配慮することによって、処遇プログラムへの主体的な取り組みを引き出せる可能性があることを示している。しかし、危険性管理アプローチは、その特徴としてやや説教的で厳格に様式化されているため、処遇関係を向上させる余地が限られている。

理論家や研究者は、犯罪者を処遇する際に犯因性ニーズのみに焦点を絞ることは、逆効果的に、犯罪者の主体的な取り組みを妨げたり弱めたりすることになりかねないと主張している。犯罪者との協働関係を構築し、処遇プログラムへの主体的な取り組みを促すために非犯因性ニーズに配慮することが必要な場合があることは自明のようだ。つまり、個人的な悩みや自尊心の低さといった非犯因性ニーズへの配慮は、犯罪者が自らを変えろという困難なプロセスに主体的に取り組める環境を作る上で必要なステップであるということである。このような配慮を行うことで強い絆が生まれ、自分の話を聴いてもらい理解さ

れているという気持ちを犯罪者が持つ可能性が高い(Ward & Maruna, 2007)。たとえば、個人的な悩みや金銭的問題(どちらも非犯因性ニーズ)に絡めて犯因性ニーズに取り組もうとしても、もっと切実な問題への対処が十分なされなければ、おそらく好ましい結果は得られないだろう(Ward & Maruna, 2007)。

危険性管理アプローチによく見られるもう1つの限界は、(危険性が高い状況を特定し、その回避に積極的に取り組む一方で)再参入と再統合という問題への配慮はほとんどなされていないことである。犯罪からの離脱に関する文献では、犯罪行為をやめる背景として、親密で支援的な人間関係や就職といった外的環境要因が決定的な役割を果たしていることが強調される(Laub & Sampson, 2003など)。この研究を踏まえると、犯罪者の更生と再統合に向けた取り組みにおいても、心理的な治療を行う場合と同じように、外的環境における機会や資源や支援の構築と強化が取り組みの中核と見なされるべきである。さらに、処遇プログラムが行われる場合は、外的環境要因次第で、処遇によってもたらされる動的再犯危険性因子の変化が促される場合もあれば、逆に妨げられる場合もある。たとえば、犯罪者が犯罪に陥り易いサブカルチャーに浸り、そのカルチャーが犯罪を容認する考え方を受け入れているとすれば、認知を再構築してもその効果が長続きするとは考えにくい。

危険性管理アプローチで犯罪者を更生プロセスに取り組ませようとする際に立ちはだかる問題は、このアプローチの理論的裏付けそのもの、主としてその欠如に起因するものと思われる(詳細な議論についてはWard &

Maruna 2007を参照されたい)。つまり、何かを大切に思い、目標に向かって行動するという人間の特性が軽視されているように思われるのである。なぜそうなっているのか正確な理由を突き止めるのは難しいが、個人的な見解としては、1つには処遇の現場で運用されてきたことの結果であり、もう1つには基礎となる理論によるものではないかと考えている。社会防衛を主たる目的として組み立てられた枠組みは、犯罪者の心に訴えるには、あまりにも限定的過ぎるように思われるのである。これに関する倫理的な問題は、RNRモデルはコミュニティに対する犯罪者の義務を適切に指摘している一方で、犯罪者は刑に服した後は自らが最も関心をもつ事項に取り組み、やり直す権利をもつということを見落としていることである。換言すれば、危険性管理アプローチはあまりにも機械論的で還元主義的に過ぎるように思われる。そこには、機能障害に陥っている部分を正常化させることによって、(うまくいけば)犯罪者は最適機能状態を取り戻すことができるという暗黙の仮定がある。一方、生身の人間は、単なる機械の寄せ集めではなく、さまざまな価値観を持つ人であるはずだ。したがって、単に性格的欠陥を矯正したり、犯因性ニーズを減らしたりすることで、犯罪者が更生すると期待するだけでは不十分なのである。犯罪は多くの場合、主観的に価値があるとするものを見当違いのやり方で追い求める過程で起こることを認めることが重要である。つまり、犯罪者の人生を改善することよりも危険性を管理することに重きを置く理論的根拠は、犯罪者が自らを変えることに主体的に取り組む姿勢や能

力を損ねるのである(Ward & Maruna, 2007)。

要するに、犯罪者の更生と再統合に向けた取り組みで一般的に受け入れられているRNRアプローチは、効果的な介入を行うための必要条件であるが十分条件ではないという主張がなされているのである(Ward & Maruna, 2007; Ward & Stewart, 2003)。犯罪者に対する介入は実証的に裏付けられたものでなければならない。しかし、処遇の現場でまだまだやるべきことはたくさんあり、私の見解では、犯罪からの離脱の理論と研究は、犯罪者の更生に従事する者に数々の役立つアイデアと実践法を提供することができる。犯罪者の更生への取り組みは、危険性の低減を図りつつ、アプローチ型目標を通して人間としての欲求や価値観を満たすことで犯罪者を処遇プロセスに主体的に取り組ませるという2つの側面に重点を置いて行う必要があると、説得力のある主張がなされてきた(Ward & Brown, 2004)。GLMは、代替的な、より包括的な更生アプローチとして開発されたもので、2つの側面に重点を置くという要請にも応えるものである。

GLMに基づく犯罪者更生

GLMは、ワードとステュアート(Ward & Stewart, 2003)によって提唱され、ワードの研究チーム(Ward & Gannon, 2006; Ward & Marshall, 2004など)がさらに展開させた。これは、犯罪者の長所を基盤として更生を促そうとするもので、犯罪者の具体的な関心や能力や願望に応答する。このアプローチでは、実務家は、犯罪者本人にとって有意義で社会にも受容される成果を達成する能力と資質を

犯罪者が獲得する手助けとなるような介入計画(善い人生プラン)を明示的に作成することを求められる。

要するに、GLMの処遇を行う者は、犯罪者の個人的な目標を中心に据え、その周りにRNRに基づく認知行動療法的介入を「巻きつける」ということなのである。たとえば、刑務所の作業場で木工技術を学びたいと思っている犯罪者は、その前にまず、自らの攻撃性や情緒を管理する術を学び、他の受刑者にもっと気配りできるようになる必要があるだろう。それができない場合、その犯罪者に木工作業用道具を握らせることは、周りの者を危険にさらすことを意味する。職業的目標を達成することが付随的に数々の動的再犯危険性因子の低減につながるという事実は、犯罪者に高い意欲、目的や意義に関する意識が構築されるべきであることを示唆する。

GLMによると、犯罪行為は、社会に受け入れられる手段で自らの価値観を実現するために必要な内的および外的資源がないときに起こる。つまり、犯罪行為は、自らを取りまく環境の中で人生の価値観を具体化する際の不適応行為なのである(Ward & Stewart, 2003)。したがって、更生の取り組みは、他者に危害を及ぼさない方法で人生の価値観を満たすために必要な知識、技能、機会、資源を授けることを目指すべきである。犯罪者の人生の価値観に着目するGLMでは、必然的に犯罪者の主体性が重視される。つまり、すべての人間がそうであるように、犯罪者も可能な限りの手段を駆使して自らの人生の価値観を満たそうとするのである。GLMは、犯罪者の内的な価値観や人生における優先順位

と、資源や機会といった外的要因の両方に焦点を置くことによって、犯罪からの離脱を目的とする介入を実際に有用なものとする。さらに、GLMは理論としても、犯罪者の主体性、相互依存性、発達を重視しており、犯罪からの離脱という考え方を取り入れた概念である。つまり、犯罪からの離脱に関する理論とGLMは、人間と社会の関係を概念化しようとする理念とその大まかな方法において重複しており、ごく自然に共鳴し合うのである。

あらゆる更生理論がそうであるように、GLMも三階層もしくは三層構造の仮説の上に成り立っている。すなわち、更生の目的に関する一般的仮説、犯罪の発生と継続を説明する病因論的仮説、そして、上記2つの仮説から導き出される実務的な含意である。次に、それぞれの仮説について詳述し、続けてGLMの有用性に関する実証研究の概要を述べることにする。

GLMにおける一般的仮説

GLMの倫理的支柱となっているのは、人間の尊厳(Ward & Syversen, 2009参照)と普遍的な人権という概念である。要するに、尊厳という概念があらゆる人間の道徳的な「値打ち」もしくは価値を決めるということである(Sulmasy, 2007)。人間は、生来の尊厳ゆえに誰もが等しい道徳心を持っていると考えられ、したがって、その者の主要な関心事に直接影響を及ぼすような問題については等しく配慮されるべきである。人間の本質的特性と見なされるもの、すなわち、保障されることによって人としての尊厳が保たれ、侵害された場合は人生の価値が損なわれるような

欲求, 能力, 利益はすべて人権によって守られているというのである (Ward & Birgden, 2007)。

GLMによると, あらゆる人間がそうであるように, 犯罪者もまたある種の精神状態, 人間特性, 経験を積極的に確保しようとする。こうして得られた成果は「人間の基本財」(*primary human goods*) と称される。私の研究チーム (Ward & Brown, 2004; Ward & Marshall, 2004など) は, 心理学, 社会学, 生物学, 人類学の研究の広範な検討を行ったうえで, 当初, 10種類の基本財を提示した。より最近の研究 (Ward & Gannon, 2006; Ward, et al, 2007など) では, 友情とコミュニティを別個の財と捉え直し, 11種類の基本財を提示している。すなわち, (1) 生活 (健康な生活と機能など), (2) 知識, (3) 遊びにおける卓越性, (4) 仕事における卓越性 (達成経験など), (5) 機関としての卓越性 (自律性および自己決定), (6) 心の平穏 (情緒不安やストレスがないこと), (7) 友情 (親密な関係, 恋愛関係, 家族関係など), (8) コミュニティ, (9) 精神性 (広い意味で人生の意義や目的を見出すこと), (10) 幸せ, (11) 創造性という11種類の基本財である (Ward & Gannon, 2006, p. 79)。あらゆる人間はある程度, 上記の基本財すべてを追い求めると想定されるが, 特定の基本財の重みもしくは優先順位は, 犯罪者固有の価値観や人生における優先順位, あるいは「実践的な同一性 (Practical Identity)」を反映する。コルsgaard (Korsgaard, 1996) によると, 実践的な同一性とは, 「自分に価値を見出し, 自分の人生は生きる価値があり, 自分の行動にやりがいがある」とすることを表す概念」(p.101) であ

る。したがって, 個々の人間の同一性意識は, 基本的な価値観を大切にすること, つまり, より善い人生を送るために追い求める財から生まれる。人々は多くの実践的な同一性を持っており, そのすべてが意思決定とそれに続く行動に対する規範として強く作用する。さらに言えば, たとえば, 家庭における役割 (親など), 仕事 (看護師など), 余暇 (ラグビーのプレーヤーなど) に基づく数々の実践的な同一性が存在するということは, その1つ1つの背景にある規範的価値観次第で, 異なる状況においては異なる価値観が引き出されるかもしれないということを意味する。

手段財あるいは「副次財」(*secondary goods*) は, 基本財を獲得するための具体的な手段を提供するもので, アプローチ型目標という形で現れる (Ward, Vess, Collie, & Gannon, 2006)。たとえば, 見習い訓練もしくは大学の学位プログラムを修了することによって, 知識や仕事における卓越性といった基本財が満たされるだろうし, 成人向けスポーツチームもしくはカルチャークラブに入ることによって友情という基本財が満たされるだろう。犯罪者が個人的に価値を見出すことのできる活動に参加すれば, 動的再犯危険性因子を間接的に低減させる可能性が高い。このようにGLMは, アプローチ型目標には直接に, そして, 回避型目標には間接的に働き掛けるのである。さらに, 各個人は, (a) 追い求めるすべての基本財とそれらを獲得するための手段として選んだ副次財, (b) 自分が置かれた状況の中でそれらの財をいかに獲得するかを示す手順もしくは目標の概要, (c) 最も重視する財を, たとえば母親, ギャングメンバー, 犯

罪者、専門的プランナーとしての日常生活に効果的に結び付ける役割もしくはテーマを示す実践的な同一性、という3つの内容を盛り込んだ善い人生プランを「明示的」もしくは「暗黙的」に策定すると仮定されている。

GLMにおける病因論的仮説

GLMによると、犯罪の発生につながる2つの主要な経路がある。直接的経路と間接的経路である(Ward & Gannon, 2006; Ward & Maruna, 2007)。直接的経路は、犯罪者が自らの犯罪行為によって積極的に(たいていは暗黙のうちに)基本財を獲得しようとする場合に使われる。たとえば、自分のパートナーになりそうな人と関わり合うのが苦手な人は、デート中の強姦もしくは子どもに対する性的虐待によって関係性(親密性)という財を獲得しようとするかもしれない。間接的経路は、人間の基本財を獲得しようとする試みがことごとく妨げられた場合に用いられる。この経路は、最終的に何らかの犯罪に帰結するような「波及」効果もしくは滝状(Cascading)効果を生み出す場合がある。たとえば、関係性と仕事における卓越性という2つの財が両立しないために何らかの関係が破綻し、孤独や悩みにさいなまれることになるかもしれない。その悩みを和らげるためにアルコールに頼るなど、不適切な対処法が採られると、状況によっては、自制力が失われ性犯罪を引き起こすおそれがある(Ward, et al, 2007)。

理論的研究および実証的研究は、犯罪者による基本財獲得には4種類の明らかな戦略的問題があることを示している(Laws & Ward, 2011)。第1の問題は、犯罪につながる直接

的経路で最も一般的に見られるものであるが、基本財を獲得するために「不適切な戦略」(副次財)が使われていることである。たとえば、児童性的虐待を好む犯罪者は、基本財の1つである関係性(親密性など)について成人のパートナーとの間では構築できず、代わりに子どもとセックスすることで性的欲求や親密性に関する欲求を満たそうとしているのかもしれない。第2に、善い人生プランが「視野の欠如」によって台無しになっている、つまり、多くの財が見落とされているかもしれない。たとえば、ある犯罪者は仕事における卓越性という財を達成できず、期待されたパフォーマンス基準を満たせなかったために自分は無能だと感じているかもしれない。こうした不満は徐々に蓄積し、深い自己嫌悪に陥ったり、自分が失敗したのは誰かのせいだと思い込み、その人に怒りをぶつけたりするようになるかもしれない。その場合、そういう感情が高じて犯罪行為(強姦、暴行、詐欺など)に至るかもしれない。第3に、財の追求における「葛藤」が深刻なストレスと不快感を引き起こすかもしれない。相反する目標があるとき、人間はきわめて不愉快に感じ、何とかその状況を解決しようとし、反社会的な方法を用いる場合もある。第4に、自らが置かれた状況において人間の基本財を満たす「内的および外的能力(Capability)」が欠如しているかもしれない。内的能力とは情緒面での能力(Emotional Competence)、認知の技能・知識、行動面での技能などのことで、外的能力とは目標達成を促す物理的環境、機会、資源、社会的支援(うちいくつかは犯罪からの離脱に必要な要因; Ward & Maruna, 2007)を活

用できることである。

GLMにおいては、実証的に特定された犯因性ニーズを、基本財の獲得を妨げる内的もしくは外的「障害」という概念として捉えている。具体的には能力不足、犯罪肯定的な態度や信条、犯罪を直接もしくは間接的に助長するような社会的環境として現れるであろう。確かに、私とマルーナ (Ward & Maruna, 2007) に示されるように、いずれの基本財も何らかの犯因性ニーズに結び付けることができる。たとえば、機関としての卓越性という基本財は、衝動性によってその達成が妨げられるかもしれない。同様に、感情をうまく統制できないことが心の平穩の妨げとなり、認知の歪みによって知識という人間の基本財が損なわれているかもしれない。

GLMから導き出される実務的意味合い

GLMに基づく矯正介入の目的は、犯罪者が適切な手段(すなわち、副次財)によって基本財を獲得する能力を身に付け、そうすることで、より充足した精神状態と精神的機能を経験できるようにすることである (Ward & Brown, 2004)。GLMを実務現場で適用するにあたり、まずやるべきことは、犯罪者にとって善い人生プランとなり得るものを、さまざまな基本財に優先順位を与えることで策定していくことである。具体的には、(a) 犯罪者が強いこだわりを持つものや大切に思う日々の活動と経験について、徐々に掘り下げた質問を投げかけ、(b) 犯罪者の犯罪関連行動に現れる価値観を見極め、目標を特定する。犯罪者にとっての善い人生とはどういうものか明らかになったら、次は、社会的に許容され

る方法で犯罪者の基本財を満たすために、今後どういう副次財を用いるべきかを犯罪者とともに考え、善い人生のための処遇計画に組み入れる。処遇には万能のアプローチはない。処遇計画は、それぞれの犯罪者の状況に合わせて、犯罪者が自分にとっての善い人生のための計画を実践するのを助けるとともに、財の充足を妨げている可能性のある犯因性ニーズを解消するように策定される。したがって、介入は、犯罪者本人にとって有意義で、社会的にも許容される方法で人間の基本財を満たすために内的能力の構築と外的資源(社会的支援など)の最大化を図るという内容になるだろう。

GLMが集団処遇という文脈でいかに機能するかを示すために、我々 (Ward et al, 2007) は、現時点における最良の性犯罪者処遇プログラムを構成する7つの典型的な要素に関する取り組み、すなわち、処遇基準の確立、犯罪の理解と認知の再構築、異常な性的興奮への対処、被害者の痛みに対する共感性を高める訓練、感情統制、社会的能力の訓練、再発防止に基づいて、GLMの集団療法への応用のあり方を示した。私の研究チームは、ほとんどの構成要素は特定の基本財に関連しており、動的再犯危険性因子は基本財を獲得するために用いられた不適応な手段と捉えることができると述べた。たとえば、犯罪の理解と認知の再構築という側面における顕著な基本財は知識、すなわち、犯罪者に自分の考え方、感情、行動がどのように犯罪に繋がったかを理解させることによって得られる知識である。社会技能訓練のモジュールは、友情、コミュニティ、機関という3種類の基本財に

関連する。我々は、各犯罪者の善い人生プランに沿って、なされるべき介入が決められるべきだと考える。たとえば、犯罪者によっては、遊びや仕事における卓越性の方が、友情より基本財としての優先順位が高いかもしれない。その場合は、基本的な社会技能訓練を行えば十分だと思われる。しかし、犯罪者によっては、親密な関係の優先順位が高く、親密性や人間関係に関する徹底的な治療的働き掛けが必要な場合もあるだろう。これらの事例は、グループでの処遇の中でGLMを活用する際に、すべてにあてはまるGLMのやり方というものではなく、ある程度それぞれの犯罪者の状況に応じて調整して活用すべきであることを示している。

最近の論文で、我々 (Willis, Yates, Gannon, & Ward, 近刊) は、どうすればGLMを認知行動療法や危険性管理アプローチに基づく処遇にうまく取り入れることができるかについて、具体的な提言を行っている。人間は道徳的に平等であり(尊厳)、能動的に活動する機関であるという仮説は、介入計画は常に双方向のプロセスとして策定されるべきであることを示している。犯罪者にとって何が重要なのかを聞き出すためにも、そして、再犯危険性の低減も図りながら彼らの重大な関心事と欲求に応える処遇プランを本人と協働して策定するためにも、常に犯罪者に時間を割いてもらわなければならない。さらに、再犯危険性の評価結果は犯罪者本人に知らされるべきであり、その情報の意味するところを犯罪者に注意深く説明する必要がある。処遇においては、適切な副次財が認められ、補強され、未来志向のアプローチ型目標と統合されるべ

きである。たとえば、ある犯罪者は、適切な副次財で関係性という財を満たせずにいるものの、突出した意欲と熱意を持っており、仕事では大きな成功を納めているかもしれない。そのような場合、介入計画の主要事項の一つを、家族との結び付きを取り戻し、友人を増やし、親しいパートナーを見つけるために必要な精神的能力と機会の獲得を促すものにする可以考虑。

上述のとおり、GLMでは、善い人生を目指す処遇計画を適切に策定することによって、犯罪者の福利を高める、そして、それを正しい方法で行うことによって、再犯危険性の低減も図るという2つの側面に重点が置かれる。したがって、処遇場面において、犯罪者が自分の犯罪や判決内容や犯歴を語ることで自己紹介するのは適切ではない。犯罪者は、犯した罪を通してのみ見られるのではなく、1人の人間としてセラピストや集団処遇の他のメンバーに受け入れられる。つまり、犯罪者は「我々と同じ人間」として処遇されるのである (Laws & Ward, 2011)。敵意や否定的なレッテル貼り、対立療法的手法の積極的活用は、GLMに基づくアプローチに矛盾する。さらに、セラピストは、教える立場の者とか本質的に上位にある者として見られるべきではない。GLMのもう1つの重要な側面は、犯罪者を取り巻く物理的状況や社会的状況を重視する点である。人間は互いに持ちつ持たれつ依存し合うことで充実した幸せな人生を送っている。要するに、福利を高めるための戦略においても、再犯危険性を低減させるための戦略においても、犯罪者の再統合に向けて社会的ネットワークやより広い範囲の

地域社会が果たす役割が考慮されるべきであり、決して、単に犯罪者がそれぞれに自分の再犯危険性を管理するための技能を学ばないだけでと考えてはならないということである。これらを行うには、必然的に、心理学の専門家、看護師、教師、職業訓練指導員、ソーシャルワーカー、保健指導員、セラピストで構成される分野横断的なチームが協力して取り組まなければならない。

GLMの有用性を裏付ける実証研究

GLMに対する批判で最もよく指摘されるのは、実証的な裏付けがないということである(Andrews & Bonta, 2010 ; Ogloff & Davis, 2004)。しかし、GLMは、「処遇」に関する理論ではなく、むしろ、処遇に従事する者にとって、彼らが行っていることの基盤となる「更生」の枠組みであり、処遇の目的と基盤となる価値観を示すものであることを忘れてはならない。このモデルは、矯正介入のあらゆる側面についてきわめて一般的なレベルで指針を示す「概念図」となるよう意図されたものである。処遇の現場に適用する場合、たとえば、認知技能訓練によって行動の衝動性を改善することを目的とする処遇を行う場合、具体的な介入に関する理論や原則で補完する必要がある(Ward & Maruna, 2007)。したがって、GLMには実証的な裏付けがないという批判はそもそもの外れである。むしろ、GLMは、現行の犯罪者処遇の枠組みより包括的な枠組みを提供しようとするものであり、いかに優れた更生枠組みかという視点で評価されるべきである。先に発表した拙論文で述べたように、GLMは「更生理論」として多くの点

でRNRモデルより優れていると私は考えている(Ward & Maruna, 2007)。

とはいえ、GLMの仮説を反映するプログラムを構築することが可能であり、実際に構築されているわけであるから、これらを評価することは可能である(すべきである)。この場合、これらのプログラムはGLMと整合的なプログラムと解釈するのが最も適切で、GLMそのものとみなすべきではない(Laws & Ward, 2011 ; Ward & Maruna, 2007)。繰り返しになるが、GLMは、包括的な更生の枠組みを提供するが、具体的な介入内容を示すものではない(Willis, et al, in press)。重要なのは、GLMの枠組みで考案される処遇プログラムにおいては、GLMの基本的な仮説や病因論的仮説が踏襲されなければならないということである。GLMとの整合性に欠けると、その処遇もしくは介入はうまく機能しないかもしれない、最悪の場合、全く役に立たないであろう。GLMは、個別かつ柔軟に全人的視点に立って介入の焦点を合わせるので、臨床家が従うべき堅固に体系化された処遇マニュアルではない。しかし、処遇が主に焦点を当てるものを明確にし、再犯危険性を低減させることができる何らかの構造が必要である。

以上のことを踏まえて、最近では、GLMの原則と再発防止(危険性管理)に基づく処遇を統合したプログラムが実施されるようになり、有望な結果が得られている。たとえば、ウェアとブライト(Ware & Bright, 2008)は、性犯罪者処遇プログラムにGLM原則を導入したことによって得られた暫定的な成果を先頃発表した。こうした変更が行われて以来、処遇プログラムからの脱落率が低下し、ス

タッフからは処遇の効果が高まり前向きな感觸が得られるとの報告がなされたが、おそらく犯罪者との関係に好ましい影響を及ぼしていると考えられる。これとは別の研究で、我々 (Lindsay, Ward, Morgan, & Wilson, 2007) は、2つの具体的な事例を使って、性犯罪者の処遇におけるGLM原則と再発防止原則の統合の効果を実証した。生活の質の向上と危険性管理という2つの側面を重視することによって、犯罪者がより主体的に処遇プログラムに取り組むようになるとともに、社会的に適切で本人にとって有意義な人生の目標を持つようになったことを報告した。いずれの犯罪者も処遇に付されてから5年間にわたり罪を犯さなかった。性犯罪者に対するGLMの効果について複数の報告がなされているところであるが、危険性が高い粗暴犯の処遇においてもGLMが適用され同様の結果が得られている (Whitehead, Ward, & Collie, 2007)。我々 (Whitehead et al.) は、GLM原則を取り入れたことによって、処遇プログラムの受入体勢が改善され、再統合という長期的目標の達成が促されたと報告した。

GLMの仮説の実証分析も行われている。ウィリスとグレイス (Willis & Grace, 2008) は、児童性的虐待者の釈放事例について過去にさかのぼって情報をコード化し、いかなる常習的犯罪 (すなわち、性犯罪、粗暴犯、もしくは再犯全般) においても副次財 (すなわち、1つもしくは複数の基本財に関する社会的に許容されるアプローチ型目標) の存在が再犯を防ぐ要因となることを示し、ここでも犯罪からの離脱のプロセスで財を満たすことの重要性が示された。バーネットとウッド (Barnett

& Wood, 2008) は、性犯罪受刑者を対象に、犯行当時、機関としての優秀さ、関係性、心の平穩という基本財がどのような状態にあったのかを調べた。善い人生の概念化の範囲が限られていること (心の平穩を考慮しないなど)、そして、それぞれの財を追求するための手段に問題や矛盾があることが明らかになった。このことは、基本財をうまく満たせないことが犯罪に関連しているという概念を裏付けている。もっと最近の事例では、釈放後の児童性的虐待者にGLMが適用され、基本財のほとんどが非常に重要であることが認められたが、このことも、GLMの基本財が普遍的な人間の価値観であるという前提を裏付けている (Willis & Ward, 2010)。さらに、釈放から1か月後と3か月後における社会への再参入に関する肯定的な経験 (住居、社会的支援、就職に関する経験) と、釈放から6か月後までに獲得される基本財の増加との関連性が認められ、再参入に関する肯定的な経験が善い人生についての計画の実施を促進する外的環境の可能性を増し、人生の価値観の達成につながることを示された。

要するに、犯罪者更生における危険性管理アプローチの主な限界を解決する上でGLMが効果的であることが暫定的に証明されたということである。さらに、GLMの前提となっている仮説を支持する研究も増えている。これらの研究は全体として、GLM原則を犯罪者に対する介入に組み入れることが、長期的に犯罪からの離脱を促す一方で、犯罪者の主体的取り組みを引き出し、好ましい治療的な処遇関係の確立をも促すという概念を裏付けている。とはいえ、GLMから派生し、GLM

と整合的な介入プログラムがこの数年のうちに構築され、評価される必要があることは明らかである (Bonta & Andrews, 2010 ; Ward & Maruna, 2007)。

結論

GLMは犯罪者の更生に関する新たな長所基盤理論であり、実務家や研究者に対しより包括的な指針を提供する一方で、RNRモデルの長所を維持しようとするものである。人権の原則に根ざし、たとえ犯罪者であっても社会に対する債務を支払った後は、本人が満足感を得られ、社会にとっても生産的な人生を送る機会を与えられる権利があることを明確に示している。犯罪者がより善い人生を送れ

るか否かは、犯罪からの離脱を成し遂げられる瞬間もしくはターニングポイントがやってきた時に、そのチャンスをつかむために必要な内的能力と外的環境の可能性を高めるプログラムがあるかどうかにかかっている。犯罪者の幸福と社会の保護という2つの焦点を持つGLMは、犯罪からの離脱を目指す介入を導き出す指針として相応しいものと考えられる。単に社会にとって害の少ない人間になるよりも、より善い人生を送れるという可能性の存在は、犯罪者にとって魅力的であるばかりでなく、結果的に、より安全で公正な社会がもたらされる可能性をも高めるのである。

(監訳：小長井賀與)

参考文献

- Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010). *The psychology of criminal conduct* (5th ed.). Cincinnati, OH: Anderson Publishing.
- Andrews, D. A., & Dowden, C. (2005). Managing correctional treatment for reduced recidivism: A meta-analytic review of programme integrity. *Legal and Criminological Psychology*, 10, 173-187.
- Andrews, D. A., Zinger, I., Hoge, R. D., Bonta, J., Gendreau, P., & Cullen, F. T. (1990). Does correctional treatment work? A clinically relevant and psychologically informed meta-analysis. *Criminology*, 28, 369-404.
- Barnett, G., & Wood, J. L. (2008). Agency, relatedness, inner peace, and problem solving in sexual offending: How sexual offenders prioritize and operationalize their good lives conceptions. *Sexual Abuse: Journal of Research and Treatment*, 20, 444-465.
- Beyko, M. J., & Wong, S. C. P. (2005). Predictors of treatment attrition as indicators for program improvement not offender shortcomings: A study of sex offender treatment attrition. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 17, 375-389.
- Bouman, Y. H. A., Schene, A. H., & de Ruiter, C. (2009). Subjective well-being and recidivism in forensic psychiatric outpatients. *International Journal of Forensic Mental Health*, 8, 225-234.
- Giordano, P. C., Schroeder, R. D., & Cernkovich, S. A. (2007). Emotions and crime over the life course: A neo-Meadian perspective on criminal continuity and change. *American Journal of Sociology*, 112, 1603-1661.
- Glueck, S., & Glueck, E. (1950). *Unraveling juvenile delinquency*. New York: The Commonwealth Fund.
- Glueck, S., & Glueck, E. (1968). *Delinquents and nondelinquents in perspective*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

- Gottfredson, M. R., & Hirschi, T. (1990). *A general theory of crime*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Hanson, R. K., Bourgon, G., Helmus, L., & Hodgson, S. (2009). The principles of effective correctional treatment also apply to sexual offenders: A meta-analysis. *Criminal Justice and Behavior*, 36, 865-891.
- Hanson, R. K., Gordon, A., Harris, A. J. R., Marques, J. K., Murphey, W., Quinsey, V. L., et al. (2002). First report of the collaborative outcome data project on the effectiveness of psychological treatment for sex offenders. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 14, 169-194.
- Hanson, R. K., & Harris, A. J. R. (2000). Where should we intervene? Dynamic predictors of sexual assault recidivism. *Criminal Justice and Behavior*, 27, 6-35.
- Hanson, R. K., & Morton-Bourgon, K. E. (2005). The characteristics of persistent sexual offenders: A meta-analysis of recidivism studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 73, 1154-1163.
- Higgins, E. T. (1996). Ideals, oughts and regulatory focus: Affect and motivation from distinct pains and pleasures. In P. M. Gollwitzer & J. A. Bargh (Eds.), *The psychology of action: Linking cognition and motivation to behaviour* (pp. 91-114). New York: Guilford.
- Korsgaard, C. M. (1996). *The Sources of Normativity*. New York: Cambridge University Press.
- Laub, J. H., & Sampson, R. J. (2001). Understanding desistance from crime. *Crime and Justice*, 28, 1-69.
- Laub, J. H., & Sampson, R. J. (2003). *Shared beginnings, divergent lives: Delinquent boys to age 70*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Laws, D. R., & Ward, T. (2011). *Desistance from sex offending: Alternatives to throwing away the keys*. New York, NY: Guilford Press.
- Lindsay, W. R., Ward, T., Morgan, T., & Wilson, I. (2007). Self-regulation of sex offending, future pathways and the Good Lives Model: Applications and problems. *Journal of Sexual Aggression*, 13, 37-50.
- Lösel, F., & Schmucker, M. (2005). The effectiveness of treatment for sexual offenders: A comprehensive meta-analysis. *Journal of Experimental Criminology*, 1, 117-146.
- Mann, R. E. (2000). Managing resistance and rebellion in relapse prevention intervention. In D. R. Laws, S. M. Hudson & T. Ward (Eds.), *Remaking relapse prevention with sex offenders: A sourcebook* (pp. 187-200). Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Mann, R. E., Webster, S. D., Schofield, C., & Marshall, W. L. (2004). Approach versus avoidance goals in relapse prevention with sexual offenders. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 16, 65-75.
- Marques, J. K., Wiederanders, M., Day, D. M., Nelson, C., & van Ommeren, A. (2005). Effects of a relapse prevention program on sexual recidivism: Final results from California's Sex Offender Treatment and Evaluation Project (SOTEP). *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 17, 79-107.
- Marshall, W. L., Serran, G. A., Fernandez, Y. M., Mulloy, R., Mann, R. E., & Thornton, D. (2003). Therapist characteristics in the treatment of sexual offenders: Tentative data on their relationship with indices of behaviour change. *Journal of Sexual Aggression*, 9, 25-30.
- Maruna, S. (2001). *Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives*. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- McNeill, F. (2006). A desistance paradigm for offender management. *Criminology and Criminal Justice*, 6, 39-62.
- McNeill, F., Batchelor, S., Burnett, R., & Knox, J. (2005). *21st century social work. Reducing Reoffending: Key practice skills*. Edinburgh: Scottish Executive.
- Ogloff, J. R. P., & Davis, M. R. (2004). Advances in offender assessment and rehabilitation: Contributions of the risk-needs-responsivity approach. *Psychology, Crime & Law*, 10, 229-242.
- Paternoster, R., & Bushway, S. (2009). Desistance and the "feared self": Toward an Identity Theory of Criminal Desistance. *The Journal of Criminal Law and Criminology*, 99(4), 1103-1156.

- Rice, M. E., & Harris, G. T. (2003). The size and sign of treatment effects in sex offender therapy. *Annals of the New York Academy of Sciences*, 989, 428-440.
- Sampson, R. J., & Laub, J. H. (1993). *Crime in the making: Pathways and turning points through life*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Serin, R. C., & Lloyd, C. D. (2009). Examining the process of offender change: The transition to crime desistance. *Psychology, crime, & law*, 15, 347-364.
- Serran, G., Fernandez, Y., Marshall, W. L., & Mann, R. E. (2003). Process issues in treatment: Application to sexual offender programs. *Professional Psychology: Research and Practice*, 34, 368-374.
- Sulmasy, D. P. (2007). Human dignity and human worth. In J. Malpas & N. Lickiss, (2007) (Eds.), *Perspectives on human dignity: A conversation* (pp 9-18). Dordrecht, The Netherlands: Springer.
- Ward, T., & Birgden, A. (2007). Human rights and correctional clinical practice. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 628-643.
- Ward, T., & Brown, M. (2004). The Good Lives Model and conceptual issues in offender rehabilitation. *Psychology, Crime and Law*, 10, 243-257.
- Ward, T., & Gannon, T. A. (2006). Rehabilitation, etiology, and self-regulation: The comprehensive good lives model of treatment for sexual offenders. *Aggression and Violent Behavior*, 11, 77-94.
- Ward, T., Mann, R. E., & Gannon, T. A. (2007). The good lives model of offender rehabilitation: Clinical implications. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 87-107.
- Ward, T., & Marshall, W. L. (2004). Good lives, aetiology and the rehabilitation of sex offenders: A bridging theory. *Journal of Sexual Aggression*, 10, 153-169.
- Ward, T., & Maruna, S. (2007). *Rehabilitation: Beyond the risk assessment paradigm*. London, UK: Routledge.
- Ward, T., & Nee, C. (2009). Surfaces and depths: Evaluating the theoretical assumptions of cognitive skills programmes. *Psychology, Crime, & Law*, 15, 165-182.
- Ward, T., & Salmon, K. (2009). The ethics of punishment: Correctional practice implications. *Aggression and Violent Behavior*, 13, 239-247.
- Ward, T., & Stewart, C. A. (2003). The treatment of sex offenders: Risk management and good lives. *Professional Psychology: Research and Practice*, 34, 353-360.
- Ward, T., & Syversen, K. (2009). Human dignity and vulnerable agency: An ethical framework for forensic practice. *Aggression and Violent Behavior*, 14, 94-105.
- Ward, T., Vess, J., Collie, R. M., & Gannon, T. A. (2006). Risk management or goods promotion: The relationship between approach and avoidance goals in treatment for sex offenders. *Aggression and Violent Behavior*, 11, 378-393.
- Ware, J., & Bright, D. A. (2008). Evolution of a treatment programme for sex offenders: Changes to the NSW Custody-Based Intensive Treatment (CUBIT). *Psychiatry, Psychology and Law*, 15, 340-349.
- Whitehead, P. R., Ward, T., & Collie, R. M. (2007). Time for a change: Applying the Good Lives Model of rehabilitation to a high-risk violent offender. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 51, 578-598.
- Willis, G. M., & Grace, R. C. (2008). The quality of community reintegration planning for child molesters: effects on sexual recidivism. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 20, 218-240.
- Willis, G. M., & Ward, T. (2010). *Striving for a good life: The Good Lives Model applied to released child molesters*. Manuscript submitted for publication.
- Willis, G. M., Yates, P. M., Gannon, T. A., & Ward, T. (in press). How to integrate the Good Lives Model into treatment programs for sexual offending: An introduction and overview. *Sexual Abuse: A Journal of Research & Treatment*.